

自由研削といし取替え等の業務に係る特別教育のご案内

一般社団法人栃木労働基準協会

このたび、当協会では、労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づく標記の特別教育（学科教育のみ）を、下記の要領により開催いたします。

つきましては、定員制をとっておりますので、受講ご希望の事業主の皆様は、お早めにお申し込みくださるようご案内申し上げます。

なお、この特別教育は、今回の学科教育のほか、各事業場で自由研削といし取付け方法及び試運転の方法について、2時間以上実施していただく実技教育を併せて実施しませんと、特別教育の全課程を修了したものと認められませんので、念のため申し添えます。

記

1. 日 時 平成30年12月6日（木）
午後1時～午後5時10分（受付開始12時45分）
2. 場 所 栃木商工会議所（栃木市片柳町2-1-46 TEL 0282-23-3131）
3. 受講料 6,296円（非会員事業場 7,296円）
内訳 受講料 5,000円・テキスト代 1,296円（税込み）
4. 申込締切 平成30年11月29日（木）
5. 定 員 50名（定員になり次第締切りいたします。）
6. 申込先 一般社団法人栃木労働基準協会
（栃木市沼和田町20-25 TEL0282-24-7758・Fax0282-25-3268）
受講申込書に受講料を添えて、当協会窓口にお申込み下さい。
FAX等でお申込みご希望の場合は、申込書の支払い方法を選択してください。
* 締切日後の受講取消による、受講料のご返金は出来ません。
7. その他 ①修了証用の写真を当日撮影致します。
②お車は北駐車場に駐車いただくようお願いいたします。
③受付開始時間前の会場（商工会議所）への入場はご遠慮ください。
④昼食は済ませて下さい。

【実技教育実施についての注意事項】

この特別教育では、それぞれの事業場において、次の科目について記載時間以上の実技教育を行わなければならないこととなっています。

実技科目	実技時間
自由研削といし取付け方法及び試運転の方法について、	2時間

* 学科講習終了後に、「実技教育実施記録簿」をお渡ししますので、事業場での実技教育修了後、当協会にご提出ください。確認後、修了証を発行致します。

なお、実技教育の講師には既にこの特別教育を修了し業務に従事している者、研削といし特別教育インストラクター（中災防資格）又は、若しくはメーカーの技術者等が該当します。

自由研削といし取替え等の業務に係る特別教育 受講申込書 (平成30年12月6日)

事業場名		
所在地	〒(-) Tel (- -) Fax(- -)	
担当者職氏名		
受付No. <small>(事務記録用)</small>	受講者氏名	生年月日(西暦)
支払方法	現金(窓口持参又は現金書留) *講習会当日の受講料の受領は致しません。	
	振込(請求書の郵送を希望する)	
備考		

上記のとおり受講を申し込みます

平成30年 月 日

一般社団法人 栃木労働基準協会 会長 殿

- ※ この申込書をご記入の上、当協会にFAX等にてお申し込みください。
- ※ お支払方法に○を付けてください。
- ※ 振込ご希望の場合は、受講料の「請求書」と「受講票」を送付いたしますので、締切日までに納入下さるようお願い致します。
- ※ 申込書記載の個人情報は、個人情報法に留意し、受付簿・修了証作成のみに、使用管理します。

FAX : 0282-25-3268

Eメール : tochikikyo@tochikikyo.or.jp